

厚 沢 部 町
男 女 共 同 参 画 基 本 計 画

平 成 2 8 年 1 0 月

厚 沢 部 町

はじめに

厚沢部町は今、急激な人口減少と少子高齢化が進んでおります。

このような状況の中で、誰もが安心して暮らせる町づくりを目指し、町づくりの基本理念である「素敵な過疎のまち・厚沢部」の実現に向け、町民と行政が協働したまちづくりを推進しています。

素敵な過疎のまちづくりを進めるためには、男女が平等で一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの基本的な人権の侵害や性別による社会の役割分担意識が依然として存在しています。

このたび、厚沢部町では、男女が平等で社会参加できる素敵な過疎のまちづくりを目指して、「厚沢部町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この基本計画により、男女が真に平等な立場で家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面に参画でき、互いに個性を認め合い、健康で能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいります。

平成 28 年 10 月

厚沢部町長 渋 田 正 己

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 男女共同参画社会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 男女共同参画社会の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 厚沢部町における男女共同参画の現状と課題・・・・・・・・ 3

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的及び基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
6. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
7. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 行動計画～具体的な取組み～

- 第1 男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進・・・・・・・・ 12
- 第2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくりの推進・・・・・・・・ 13
- 第3 さまざまな分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 17

第1章 計画策定にあたって

1. 男女共同参画社会とは

平成 11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」第2条に、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する」と規定されています。

この条文の中の「参画」とは単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加するということを表しています。

すなわち、家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会です。

2. 男女共同参画社会の必要性

「男女共同参画社会基本法」の前文において、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されています。

また、同法第14条には、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定され、市町村には、地域の風土や伝統文化、慣習、住民意識、経済状況などを踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

男女共同参画社会づくりが必要な理由は次のとおりです。

(1) 基本的人権の尊重

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連携して、法制度を整備することにより進められてきました。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント（※1）などの人権を侵害する行為や、「男は仕事、女は家庭」といった考

え方に代表される性別による役割分担意識が社会のあらゆる分野において依然として存在しています。

「男女共同参画」によって、基本的人権の尊重、男女平等の意識を社会全体に浸透させる必要があります。

※1 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。特に、職場などで相手の意に反した性的な言動をいう。

(2) 社会経済情勢の変化への対応

少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済低迷による格差の拡大、家庭や地域社会の変化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。長期的にみた労働力不足への懸念、社会保障制度の維持、価値観の多様化、職業観の変化、家族形態やライフスタイルの多様化などに柔軟に対応していくため、女性の様々な分野への進出や男性の家庭参画、働き方の見直しが図られ、男女が豊かな個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

(3) 魅力ある地域づくりの実現

女性は、地域づくり活動をはじめ、本町のさまざまな活動において大きな役割を担っていますが、政策・方針決定の場への参画は低い水準にあります。

男女がともに政策・方針決定過程に参画して能力を発揮できる環境を整備し、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ魅力ある地域をつくっていくことが必要です。

3. 厚沢部町における男女共同参画の現状と課題

平成27(2015)年には女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

社会経済情勢が大きな転換期を迎える中で、豊かで活力ある社会を築くためには、女性と男性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で対等に参画できる男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

本町では、女性の社会参加に向けて様々な施策を推進しています。

今後、少子高齢化が一層進む中で、男女共同参画はさらに重要性が増すと予想されることから、地域の特性を活かした男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む必要があります。

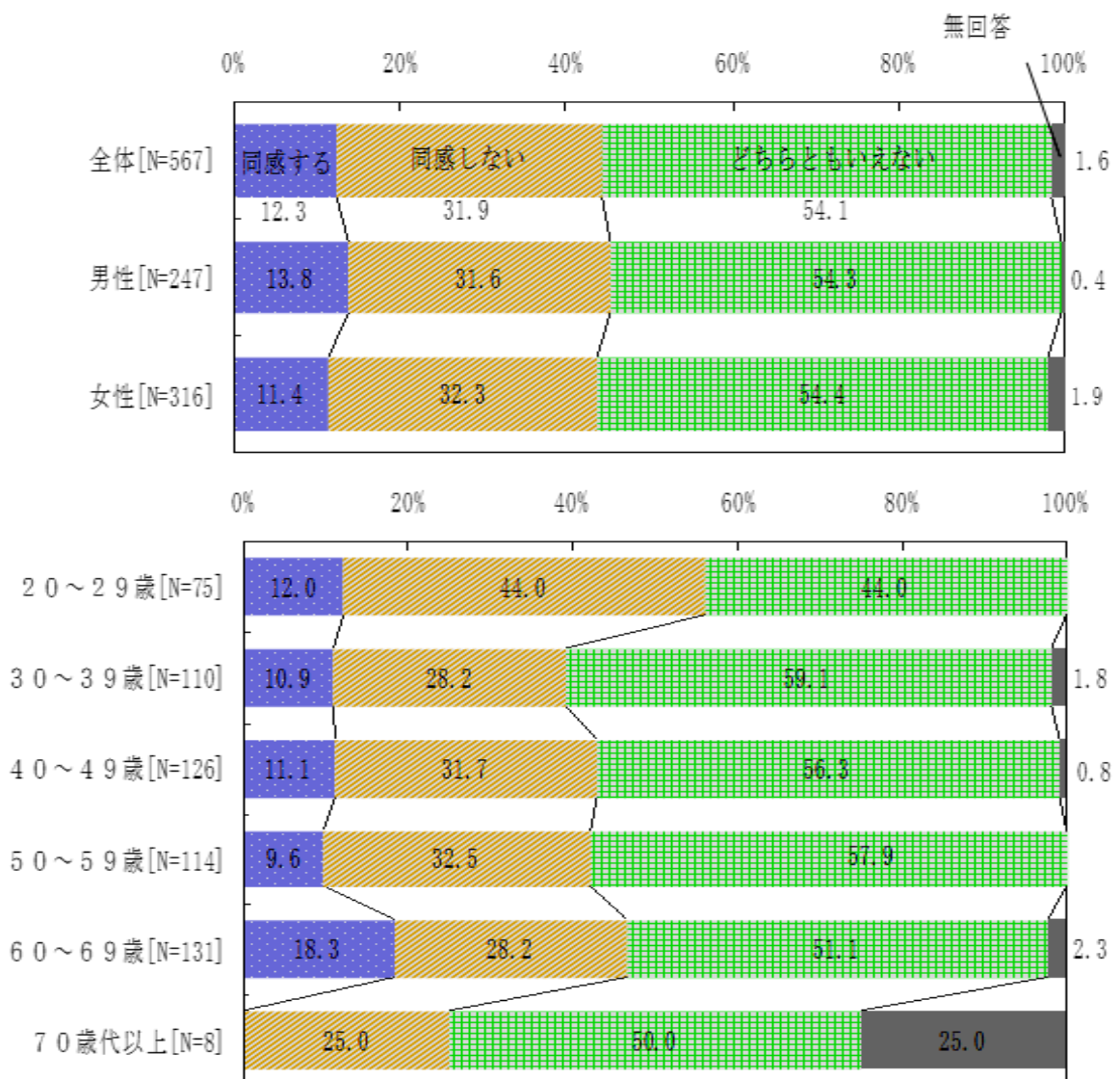
さらに、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進していく必要があります。

(1) 男女共同参画社会をめざす意識づくり

北海道の平成23年度DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に「同感しない」と答えた人は、31.9%と、同感すると答えた人の割合を上回っています。

男女別にみると「同感しない」とする割合は女性の方が高く、年齢別では20代の割合が高くなっています。

図1 固定的性別役割分担意識



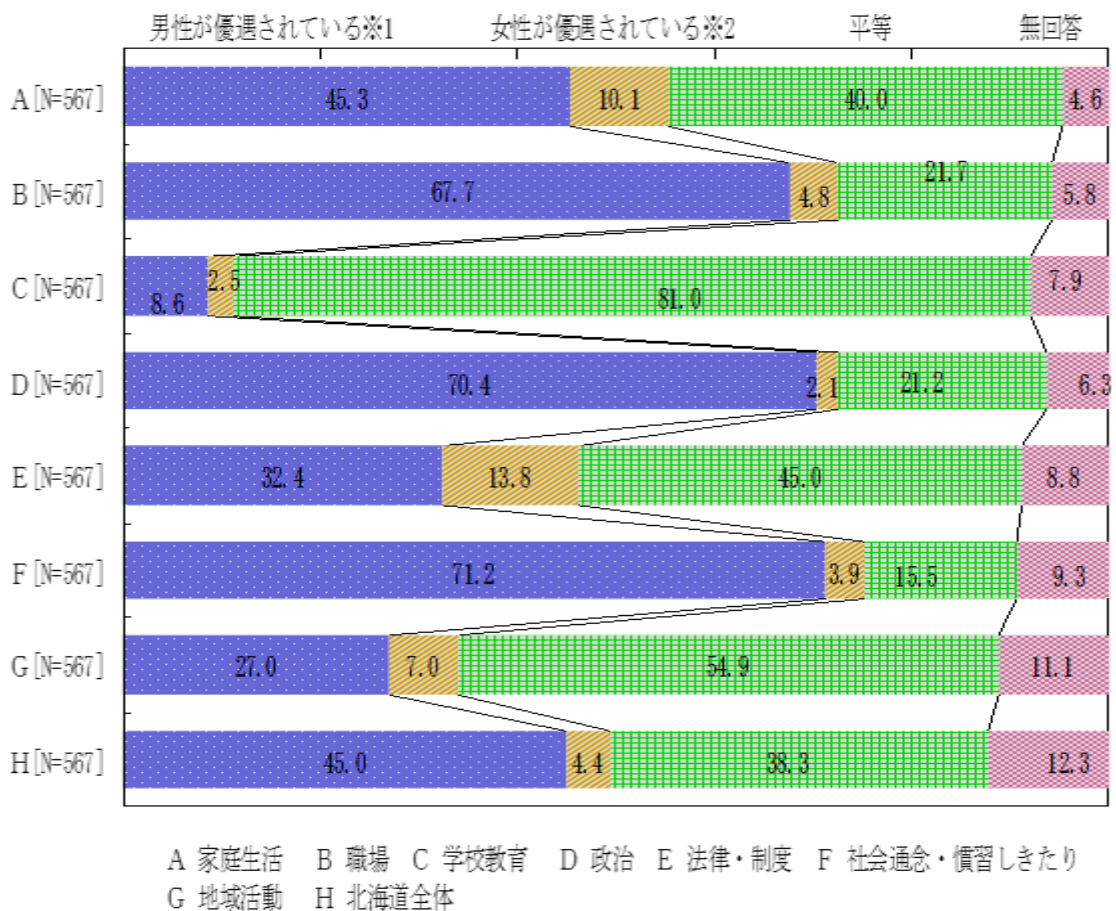
北海道「平成23年度DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査」

次に、男女の地位の平等感について、「職場」「政治」「社会通念・慣習し

きたり」の分野で「男性が優遇されている」と答えた人が多く、「学校教育」「法律・制度」「地域活動」では「平等」と答えた人が多くなっています。

このように、固定的性別役割分担意識には同感しない人が多数でありながら、男女の地位の平等感が低い分野もあり、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、地域の実態を変える効果的な啓発活動を展開していく必要があります。

図2 男女の地位の平等意識



※1:男性のほうが非常に優遇されている+男性のほうが優遇されている

※2:女性のほうが非常に優遇されている+女性のほうが優遇されている

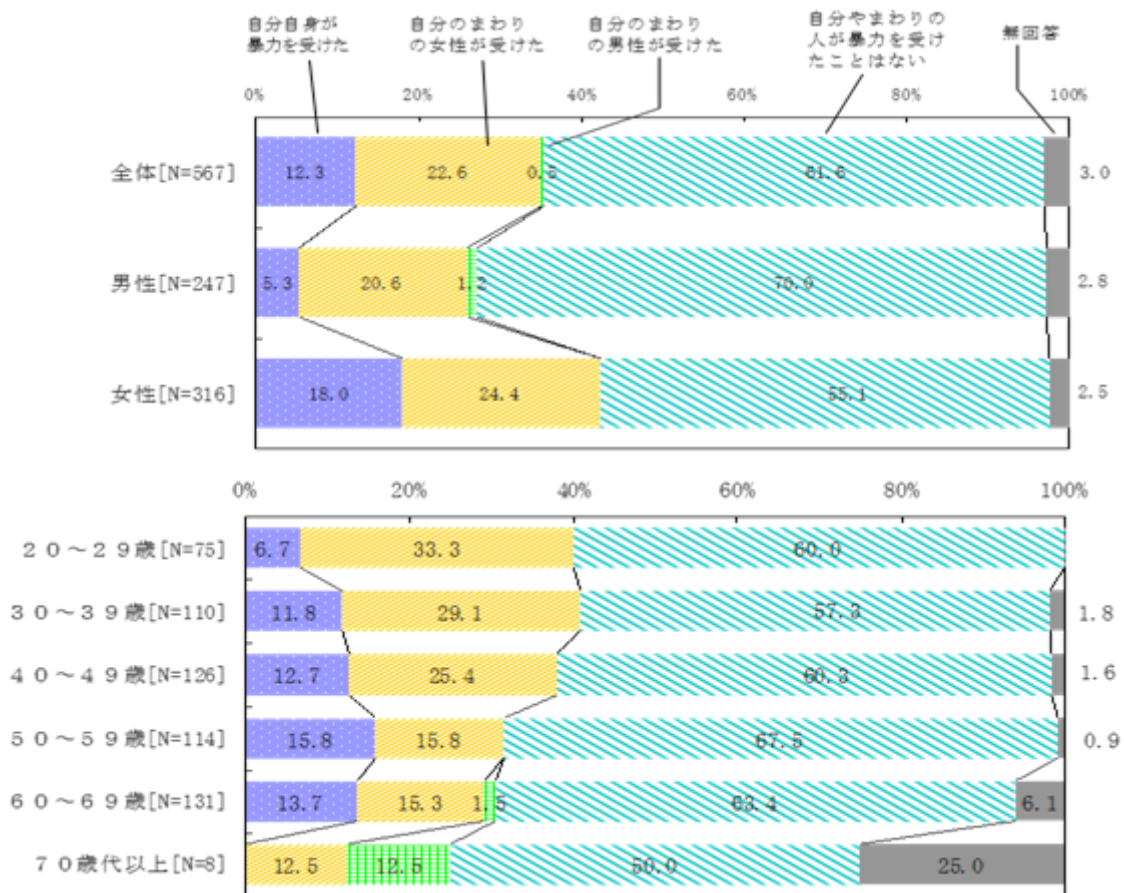
北海道「平成23年度DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査」

(2) 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり

北海道の調査によると、配偶者から「自分自身が暴力を受けた」と答えた人は、男性5.3%、女性で18%となっています。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力を容認しない社会風土を醸成していくとともに、相談窓口の周知徹底など被害者に対する救済・自立支援を充実させてい

く必要があります。

図3 配偶者暴力を受けた経験



北海道「平成23年度DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査」

(3) さまざまな分野における男女共同参画の推進

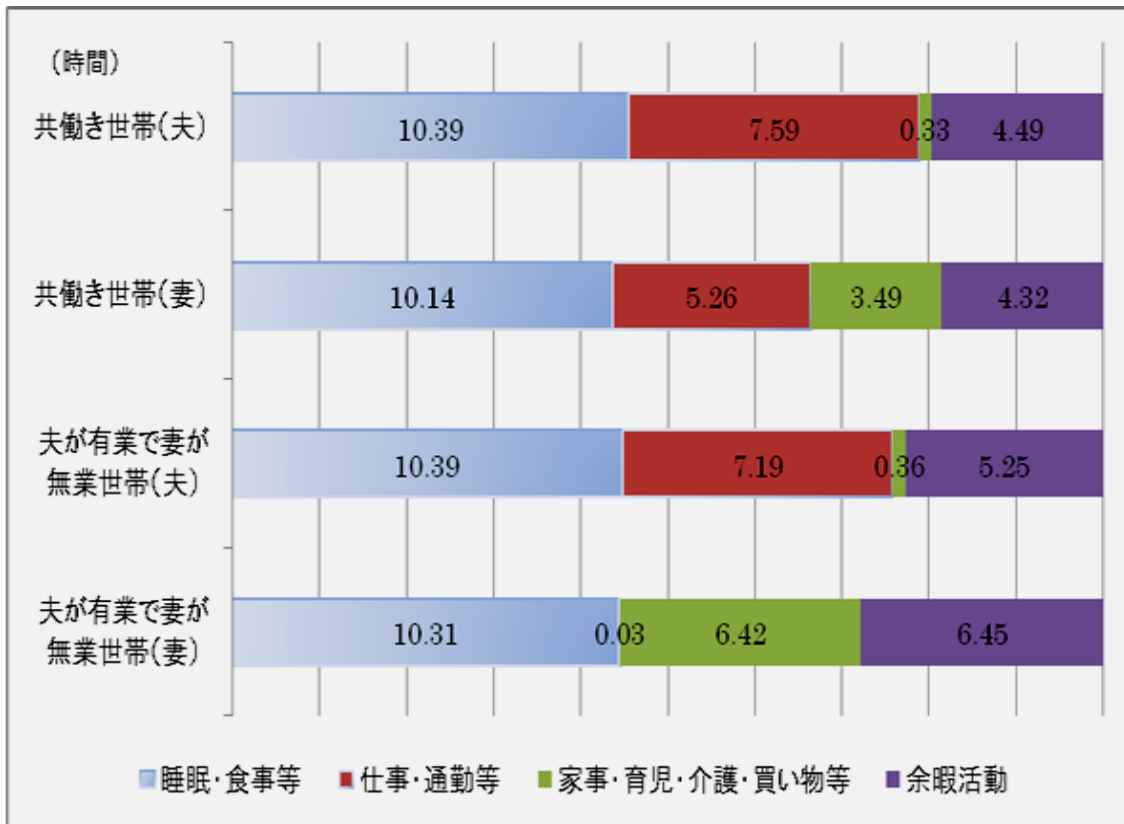
女性は、地域づくり活動をはじめ、本町のさまざまな活動において大きな役割を担っていますが、政策・方針決定の場への参画は低い水準にあります。

ポジティブ・アクションを推進するなど男女がともに政策・方針決定過程に参画して能力を発揮できる環境を整備し、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域をつくっていくことが重要です。

総務省の調査によると、夫が家事・育児・介護等に従事する時間は、妻の就業の有無にかかわらず30分強であり、依然として家事・育児など家庭での役割は女性に偏っています。

ワーク・ライフ・バランスへの理解促進や仕事と家庭を両立させるための制度が充実し、男女がともに仕事上の責任を果たしつつライフステージに応じた多様な生き方が選択できる社会の実現が必要です。

図4 北海道における夫婦の生活時間



総務省「平成23年社会生活基本調査」

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的及び基本理念

第1章にあるとおり、男女のそれぞれの生き方を狭めるおそれのある性別によって役割を固定する考え方を見直し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することは、持続可能な魅力ある地域づくりに必要不可欠です。

この計画は、本町における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

本町における男女共同参画推進の基本理念（男女共同参画を推進していく上での基本とする考え方や視点）は、男女共同参画社会基本法に定める基本理念と整合して次のとおりとします。

基本理念1 男女の人権の尊重

人権は、すべての人が生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない権利です。男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければなりません。

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会制度や慣行が、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を一般化させ、男女が自由に生き方を選択することに影響を与えることがあります。男女共同参画社会の形成にあたっては、社会制度や慣行の及ぼす影響をできる限り中立なものにするように配慮することが重要です。

基本理念3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成にあたっては、多様な人材が能力を発揮できる環境を整備し、男女がともに政策又は方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されることが重要です。

基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成にあたっては、家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援の下に、育児、家族の介護その他家庭生活における家族の一員としての役割を果たし、かつ仕事や地域生活などの家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることが重要です。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会の形成に向けた施策の指針です。

また、本計画は「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項における推進計画と位置づけます。なお、第 3 章第 3 が該当します。

(2) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、北海道男女平等参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び道の男女平等参画基本計画を踏まえ、第 5 次厚沢部町総合計画及びその他の関連計画と整合性を図っています。

3. 計画期間

この計画の計画期間は、平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

4. 計画の基本目標

「男女がともに協働で進めるまちづくり」

第 5 次厚沢部町総合計画では、「地域力で育むすてきな過疎のまち厚沢部」を目指しています。そこで男性と女性がそれぞれに自立したひとりの人間として、真に平等な立場で家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画でき、互いに個性を認め合い、健康で個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

5. 目 標

第 1 男女共同参画意識社会を目指す意識づくりの推進

「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方や慣習の中に存在する男女の不平等感が是正されたまちを目指します。

第 2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくりの推進

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶など男女に関わる人権が尊重さ

れたまちを目指します。また、男女が生涯にわたって心身ともに健康で安心して暮らせるまちを目指します。

第3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

男女が自らの選択により、職業生活、家庭生活及び地域生活に参画できる環境を整え、さまざまな分野で男女が共に個性と能力を発揮するまちを目指します。

6. 計画の体系

それぞれの目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。

厚沢部町男女共同参画推進の基本理念

- 基本理念1 男女の人権の尊重
- 基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 基本理念3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

基本目標：男女がともに協働で進めるまちづくり

目 標	施策の基本方向
第1 男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進	(1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進
第2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくりの推進	(1) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 (2) 生涯を通じた男女の健康支援 (3) 高齢者、障がい者、外国人など困難を抱える人々の生活安定と自立支援

<p>第3 さまざまな分野における男女 共同参画の推進</p>	<p>(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援 (3) 農林業・商工観光業における男女共同参画の 推進 (4) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの 推進</p>
---	---

7. 計画の推進体制

計画の推進にあたって、役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めるとともに、全庁的かつ総合的に取組みを実施します。

また、地域住民の意見や提言等を施策などに反映させるため、町づくり座談会の開催、住民をはじめ企業、地域団体、NPO(※2)等の各種団体、行政関係機関などと連携、協働(※3)して本町の男女共同参画のまちづくりを推進します。

※2 NPO：様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

※3 協働：町民と行政が、相互の理解と信頼の下に、目的を共有し、積極的に連携、協力することによって、地域の公共的な課題の解決に当たろうとする考え方。

第3章 行動計画 ～具体的な取組み～

第1 男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進

施策の基本方向

(1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進

学校、家庭、職場、地域社会など、あらゆる場や機会を通じて、町民の男女平等観の醸成に努めます。

目標	施策の基本方向	具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進	(1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進	① 男女共同参画に関する広報・啓発	広く町民の理解を得るため、読みやすくわかりやすい広報誌づくりやリーフレットの充実、ホームページなどの新たな情報伝達手段の有効活用に努める中で、男女共同参画についての正しい理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。	教育委員会 総務政策課
		② 様々な学習の場をとおした啓発	地域課題や各年齢層に応じた講座を開講し、また、町内小中学校や町内会と密接な連携体制を構築し、学校、家庭、地域が連携して、様々な学習の場で男女共同参画に関する啓発を実施します。 また、男女共同参画に係る全国的・全道的な催しを紹介するなど、参加を促します。	教育委員会 総務政策課
		③ 図書・資料の収集と提供	町図書館において、男女共同参画に関する図書や資料、地域課題解消に必要な蔵書の選定やレファレンスサービス(※4)の充実に努めます。 道立図書館などとの相互貸借システムの周知や町民が必要な	教育委員会

			図書を手にできるよう、サービスの向上に努めます。	
		④ 男女共同参画を推進する教育、学習の充実	学校、家庭、職場、地域社会など、あらゆる機会を通して、町民の男女平等観の醸成に努めます。	教育委員会 総務政策課

※4 レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

第2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくりの推進

施策の基本方向

(1) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画を阻害する暴力的行為は、決して許されるものではなく、なかでも、配偶者、パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。男女の人権や性の尊重についての理念の浸透を進めるとともに、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力、特に女性に対する暴力を根絶するため、法制度に基づいた厳正、かつ、適切な対処を行うなど、暴力の形態に応じた取組を総合的に進めるとともに、被害者の人権に配慮した取組の充実を図ります。

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて、明るく楽しく過ごす上で健康の維持増進を図ることは重要なことです。男女それぞれの健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

(3) 高齢者、障がい者、外国人など困難を抱える人々の生活安定と自立支援

高齢化社会の中で、高齢者や障害者の在宅介護における女性の負担が課題となっております。介護が女性に集中しないように、介護保険制度の利用促進等介護負担の軽減を図ります。

目標	施策の基本方向	具体的施策	取組内容	担当課
人権の尊重と健康に配慮した社会づくりの推進	(1) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	① 人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間（毎年 11 月 12 日～25 日）等を通じて、『広報あっさぶ』などの情報内容の充実、町ホームページの充実を図る中で、様々な学習の場を通して、DV防止法の周知徹底など人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を実施します。	保健福祉課 総務政策課
		② DV相談窓口の周知、相談対応	DV相談窓口の周知を図り、相談に適切に対応します。	保健福祉課
		③ DV被害者の保護、自立支援	一時的な避難場所を確保する等により、DV被害者の緊急時の安全確保を図るとともに、関係機関等と連携して一時保護等の後の自立支援を行います。	保健福祉課 教育委員会 建設水道課 総務政策課
		④ 関係機関との連携	被害者の保護、早期発見、相談対応、情報収集を図るため、道南地域要保護児童対策・配偶者暴力防止対策連絡協議会や、警察、医療機関、民生委員・児童委員など関係機関と連携を強化し、DV被害等に総合的に対応します。	保健福祉課 総務政策課
		⑤ DV被害者に関する個人情報の管理	被害者の安全確保を図るため、関係部局との連携に努め、DV被害者に関する情報管理を徹底します。特に、住民基本台帳の閲覧等の制限の対象となっている被害者については、嚴重	保健福祉課

			に情報の管理を行います。	
		⑥ 相談対応者の 育成	相談対応の充実、相談対応者のメンタルヘルスケアを図るため、各種研修会への参加による資質向上と精神的健康の維持を図ります。	保健福祉課
		⑦ セクシュアル ・ハラスメン ト対策の徹底	セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針を定め、庁内に相談窓口を設け、対策を徹底します。	保健福祉課 総務政策課
(2) 生涯を通じた 男女の健康支 援	① 健康づくりの ための広報 ・啓発	広報あっさぶ、町のホームページなどの広報手段により、健康づくりについて啓発を実施します。	保健福祉課 総務政策課	
	② 健康相談窓口 ・健診の充実	各種健診の受診促進を図るとともに、健康教室や健康相談などにおいて、個人の状況に応じた支援に努めます。 保健、福祉、医療の各分野が連携し、個別の生活習慣や検診データを基にした指導の充実や訪問指導の強化などに努めます。	保健福祉課 国保病院	
	③ 子どもへの健 康支援	乳幼児に対しては、乳幼児相談や健康事業の充実をはじめ、歯科健診、歯科指導、う歯予防	保健福祉課	

		<p>の充実に努めます。</p> <p>予防接種事業においては、適切な時期に接種するための指導の強化と安心・安全に接種が受けられるよう医療機関との連携を図ります。</p>	
<p>(3) 高齢者、障がい者、外国人など困難を抱える人々の生活安定と自立支援</p>	<p>① 高齢者に対する健康づくり生活支援</p>	<p>要介護状態とならず地域で健康な生活を維持していくため、一般介護予防事業により介護予防活動の育成・支援を推進し、介護予防の基本的な知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>また、支援を必要とする軽度の高齢者の生活支援の多様なニーズに対し、移送サービスや給食サービス、緊急通報システムの設置などの生活支援サービスに努めます。</p>	<p>保健福祉課</p>
	<p>② 高齢者の元気づくりへの支援</p>	<p>地域における高齢者の生きがい創出や健康づくりをより推進するため、老人クラブ活動の活性化並びに活動を支援するとともに、高齢者の生涯学習・生涯スポーツを推進します。</p> <p>また、高齢者事業団や町内会活動、職場などでその能力を發揮できる体制づくりを一層支援します。</p>	<p>保健福祉課 教育委員会</p>
	<p>③ 障害者福祉の充実</p>	<p>ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりの中で、障がいの程度、生活環境に応じて必要なサービスを受けることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実に努めます。</p> <p>公営住宅のバリアフリー化をはじめ、障がいの程度に応じて</p>	<p>保健福祉課 建設水道課</p>

			<p>住宅改修を推進します。</p> <p>また、一人ひとりの意欲や能力、適性に応じて働くことができるよう、就労移行の支援を促進します。</p> <p>地域での交流の場づくりや機会の充実を図り、障がいのある人に対する正しい知識や理解を深めていく取り組みを推進します。</p>	
		④ ひとり親家庭への支援	<p>ひとり親家庭の支援を図るため、相談支援や経済的支援、自立支援などの援助体制の充実を図ります。</p>	保健福祉課
		⑤ 外国人への支援	<p>在日外国人が地域で安心して生活できるよう生活、医療、防災情報などの生活情報を提供するとともに、異文化支援に対する学習機会や国際交流機会の提供を進めます。</p>	教育委員会 総務政策課 保健福祉課

第3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の基本方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性の社会進出は、まちづくりの方針決定の過程においては、まだ十分に参画が進んでいるとは言えません。活力ある町づくりを進めるためには、男女の意見がともに反映されバランスがとれた施策が当たり前ができるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整える必要があります。そのため、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めます。

(2) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現にもつながることか

ら、就業における男女の均等な機会と待遇の確保などを促進します。

また、男女ともに多様な働き方や生き方を選択し、自己実現が図られるよう、職業生活と家庭・地域生活との両立が図られる取り組みを進めます。

(3) 農林業・商工観光業における男女共同参画の推進

女性の政策方針決定過程への参画拡大や就業環境を改善するなど男女が共に地域の活性化や農林業・商工観光業の振興に参画できるように支援します。

(4) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

防災、地域おこし、町づくり、観光、環境などあらゆる分野において、男女共同参画を推進し、多様な視点を生かした活力ある地域づくりを進めます。

目標	施策の基本方向	具体的施策	取組内容	担当課
さまざまな分野における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 審議会等への女性委員の登用	町各種政策・方針決定に女性の意見を反映するため、各種審議会等に女性委員を積極的に登用します。	全 課
		② 女性職員の管理職への登用	女性職員の管理職への登用を進めるため、人材育成、女性の職域拡大などにより、男女間の昇進機会の均衡を支援します。	全 課
		③ 図書・資料の収集と提供	町図書館において、男女共同参画に関する図書や資料、地域課題解決に必要な蔵書の選定やレファレンスサービスの充実に努めます。	教育委員会
		④ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	学校、家庭、職場、地域社会など、あらゆる場や機会を通じて、町民の男女平等観の醸成に努めます。	教育委員会 総務政策課 保健福祉課
推進	(2) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援	① 雇用における男女の均等な機会・待遇、仕事と家庭の	広報あっさぶ、町のホームページなどの広報手段、様々な学習の場を通じた雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知、両立支援制度が利用しやすい職	教育委員会 保健福祉課 総務政策課

		両立に向けた 広報・啓発	場環境づくりに向けた啓発を実施します。	
		② 保育の充実	保護者の就労など、多様なニーズに即した保育所サービス、放課後子どもプラン（学童保育所、放課後子ども教室）の充実や子育てに関する相談、情報提供の充実を推進します。	保健福祉課 教育委員会
		③ 地域における 子育て支援	子育て中の母親の自主性を活かした育児サークル活動の支援に努め、子育てボランティアの育成など、地域の力を活用した取り組みを推進します。	保健福祉課
		④ 男性の家庭参 画の促進	男性を含めた多様な働き方についての啓発を進め、家庭生活と職業生活の両立を支援します。	総務政策課 教育委員会
(3) 農林業・商工 観光業におけ る男女共同参 画の推進	① 女性の方針決 定の場への参 画促進	農林業、商工観光業における政策・方針決定過程に女性の意見を反映することができるよう、女性の農業委員、農協理事、商工会役員等への登用を働きかけます。	農林商工課 農業委員会	
	② 家族経営協定 の促進	家族経営が主体となっている農業の経営方針に女性も参画していくため、家族経営協定の締結を促進します。	農林商工課 農業委員会	
	③ 男女共同参画 の視点を生か した農林業・ 商工観光業の 活性化	女性による農林業、商工業、観光業などの連携により、特産品の開発や商品ブランド化、積極的な展開及び市場の開拓等に対する支援に努めます。	農林商工課	
(4) 男女共同参画 の視点に立っ た地域づくり	① 行政の方針決 定の場への女 性の参画促進	行政においては、政策・方針決定過程に女性の参画を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った計画立案や施策の実施	全 課	

	の推進		に努めます。	
	② 地域づくりなどにおける男女共同参画の推進		<p>地域づくり等における女性のコミュニティ活動の中心となる指導者やリーダーの発掘、養成を図ります。</p> <p>地域に根ざした活動を推進することにより、住民の地域への認識を深め、活動への参画意識の高揚に努めます。</p>	全 課